

第 36 回世界遺産委員会決議 36 COM 7B.12 に係る

知床の保全状況報告

(仮訳)

環境省

林野庁

平成 27 年 1 月

I. トドの年間捕獲割り当て数及び捕獲数の情報のアップデート及び資産内の個体数の動向を報告すること（決議項目4）

【トドの年間捕獲割り当て数及び捕獲数の情報のアップデート】

1. 北海道に来遊するトドについては、水産庁から毎年、管理の科学的根拠となる採捕可能頭数が北海道等に示され、北海道連合海区漁業調整委員会において採捕数の最高限度数を定めている。

採捕可能頭数は、2007年から2013年の来遊期においてPBR（Potential Biological Removal）に基づき算出されている。2010年から2014年までの来遊期においては、PBRに基づく5年間の採捕可能頭数の総枠を設定し、これに基づき管理を行うブロッククォータの考え方が導入されており、PBR及びブロッククォータの消化状況を踏まえ、年間の採捕可能頭数が算出されている。2014年の来遊期では、日本海来遊群と根室（知床）来遊群に区分して採捕可能頭数が示された。日本海来遊群については、近年のトドの個体数が急激に回復、増加し、絶滅危惧種から脱した一方で、漁業被害が深刻となっている状況を踏まえ、新たに示された管理の基本的な考え方（①トドの絶滅の危険性がない範囲内でトドによる漁業被害を最小化することを目標とする、②絶滅危惧種に選定されるまでに個体数の減少を来した過去の経験を踏まえ、管理は予防原則に基づくとともに順応的管理の考え方を導入し行う）に基づき採捕可能頭数が科学的に算出された。一方、根室（知床）来遊群の採捕可能頭数については、北海道が定めた直近の根室地区の採捕枠と同数とされた。

表1 採捕可能頭数 (頭)

	2009/10	2010/11	2011/12	2012/13	2013/14	2014/15
日本海来遊群	144	156	197	257	257	501
根室（知床）来遊群						15

(水産庁)

2. 北海道では、北海道連合海区漁業調整委員会が定めるトド採捕数の最高限度（下記表2）の範囲内で、前年採捕実績や漁業被害の状況、漁業者からのトド目視情報に基づき、地区毎の採捕数を設定のうえ採捕頭数の管理を行っており、根室地区については、漁業被害が年々増加している状況ではあるものの、前年の採捕実績と同等もしくは大きく超えない程度の採捕数を設定してきた（下記表3）。

なお、2013/14までは、随時各地区の採捕頭数や漁業被害の状況、漁業者からのトド目視情報を把握し、必要に応じて期中において地区毎の設定数を変更（増減）し、全道枠を超えない範囲で頭数管理を行ってきたが、前述のとおり、2014/15からは、日本海来遊群と根室来遊群を区分した採捕可能頭数が示されたことから、それぞれの採捕枠（日本海来遊群501頭、根室来遊群15頭）を超えない範囲で引き続き適正な採捕管理を行うこととしている。

表2 北海道沖合海域におけるトド採捕数の最高限度 (頭)

	2009/10 (2009.10.1 ~2010.6.30)	2010/11 (2010.10.1 ~2011.6.30)	2011/12 (2011.10.1 ~2012.6.30)	2012/13 (2012.10.1 ~2013.6.30)	2013/14 (2013.10.1 ~2014.6.30)	2014/15 (2014.9.1 ~2015.6.30)
北海道	144	156	197	253	253	516

(北海道連合海区漁業調整委員会)

表3 トド採捕数の最高限度(表2)に基づき設定された根室地区の採捕数 (頭)

	2009/10 (2009.10.1 ~2010.6.30)	2010/11 (2010.10.1 ~2011.6.30)	2011/12 (2011.10.1 ~2012.6.30)	2012/13 (2012.10.1 ~2013.6.30)	2013/14 (2013.10.1 ~2014.6.30)	2014/15 (2014.9.1 ~2015.6.30)
根室地区	12(*1)	10	12	12→15(*2)	12→15	15

(北海道)

※ 知床世界自然遺産地域を含む根室地区の採捕設定数

(*1) 2009/10は、宗谷、留萌、石狩、後志を除く「その他地区」としての設定数

(*2) (→)は、漁業被害の状況等を勘案して実施した期中における設定数変更

表4 採捕状況 (頭)

	2009/10 (2009.10 ~2010.6)	2010/11 (2010.10 ~2011.6)	2011/12 (2011.10 ~2012.6)	2012/13 (2012.10 ~2013.6)	2013/14 (2013.10 ~2014.6)
北海道	122	115	195	249	253
うち根室地区	8	6	10	14	13

※ 根室地区の採捕実績であり知床世界自然遺産地域内に限定されたものではない。

(北海道)

【個体数の動向の報告】

3. アラスカのサックリング岬以東の東部系群は1970年代半ば以降年率約3%で増加傾向にある。同岬以西の西部系群のうちアリューシャン列島周辺の中央集団は1970年代より急激に減少したが、2000年以降やや増加傾向にある。西部系群のうちコマンドル諸島以西に分布するアジア集団は、1980年代までの急激な減少の後、ベーリング海西部やカムチャッカ半島東部では依然安定もしくは減少傾向にあるが、千島列島やオホーツク海では近年増加傾向にある。そのうちサハリン周辺のチュレニー島では、顕著な増加傾向を示している。

国際自然保護連合(IUCN)は2012年に行ったレッドリストの見直しにおいて、本種のランクをVulnerable(絶滅危惧Ⅱ類に相当)からNear Threatened(準絶滅危惧に相当)に下げた。

我が国では、環境省版レッドリストにおいて「絶滅の危険が増大している種」として絶滅危惧Ⅱ類(VU)にランクされていたが、2012年に行われた見直し(第4次レッドリ

スト、2012年8月28日公表)で、準絶滅危惧(NT)にランクを下げた。

その理由として、およそ5,800頭が我が国に来遊していると推定されること(平成21(2009)年度水産庁)、起源となるアジア集団は1990年代以降個体数が増加傾向にあることが挙げられている。

(水産庁・水産総合研究センター「平成25年度国際漁業資源の現況」)

4. 知床半島東岸におけるトドの来遊状況については、11月から2月の冬季に羅臼町及び標津町北部の沿岸に定点6箇所を設定し、陸上からの目視調査を行っている。最大カウント数(*3)は2009/10年(2009年11月16日~2010年2月15日)に126頭を確認した以降、毎年、100頭以上の来遊が確認されている。

(*3)陸上の各観測定点から8~10倍の双眼鏡を用いて海面を5分以上目視・探索し、遊泳中のトドを発見した場合、カウントする。複数日調査を行い、互いに離れた6箇所の定点において同一日にカウントした個体数の合計値(日別カウント数)を算出。左記の日別カウント数の各シーズンごとの最大値を「最大カウント数」と定義。なお、知床半島東岸にはトドの定常的な上陸岩礁は存在せず、11~2月の昼間は特定の地点(上記の観測定点と一致)の沖合において、群れで浮遊して休息している。そのため、各地で通常行われている岩礁に上陸中の個体数のカウントは、知床においてはトド調査手法として不適である。

表5 世界遺産登録後の知床半島東岸におけるトドの越冬来遊状況(年度別最大カウント) (頭)

2006/07 冬季 (2006.10.21~ 2007.4.26)	2007/08 冬季 (2007.9.30 ~2008.3.8)	2008/09 冬季 (2008.11.3 ~2009.3.10)	2009/10 冬季 (2009.11.16~ 2010.2.15)	2010/11 冬季 (2010.11.15~ 2011.2.14)	2011/12 冬季 (2011.10.22 ~2012.2.4)	2012/13 冬季 (2012.11.21 ~2013.2.12)	2013/14 冬季 (2013.11.2 ~2014.2.7)
95	98	60	126	179	128	131	110

(出典:石名坂ら(2009)知床博物館研究報告 30:27-53., 知床財団独自調査事業データ(野生生物保護学会第17回大会講演要旨集 pp.85-86 など), Ishinazaka(2009) *Eumetopias jubatus* (Schreber,1776) In: The Wild Mammals of Japan. Shoukadoh, Kyoto, pp.284-285)

Ⅱ. 漁業者とトドの摩擦対応における進捗状況を含めた資産の保全状況を提出すること
(決議項目6)

1. トドによる漁業被害には、網の破損の直接被害と、漁獲物の損傷や網の破損による漁獲物の逸失による間接被害がある。道内沿岸漁業が受けるこれらの被害額は20年連続して10億円を超えており、近年、来遊個体数の増加、来遊期間の長期化などにより被害が深刻化している。

表6 トドによる漁業被害の状況（北海道） (百万円)

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
漁具被害額	661	710	680	530	529
うち根室地区	5	—	—	—	55
漁獲物被害額	693	898	818	1,082	1,449
うち根室地区	11	51	63	209	302
合計	1,354	1,608	1,497	1,612	1,979
うち根室地区	16	51	63	209	357

※根室地区の被害額であり知床世界自然遺産地域内に限定されたものではない。

(北海道)

2. 北海道では、全道的な取組みとして、本庁に「北海道海獣被害対策本部」、各（総合）振興局に「海獣被害防止対策連絡会議」を設置（根室には根室振興局海獣被害防止対策連絡会議を設置）し、漁業関係団体や市町村、庁内関係部等と連携して総合的な海獣被害対策を推進しており、漁業被害調査により正確な被害実態の把握に努めるとともに、強化定置網の導入や採捕の実施等の被害対策に係る取組みに対する支援を行っている。

また、根室地区では、羅臼町が鳥獣被害防止計画を策定し、追い払いや採捕の実施などの漁業被害対策に取り組んでおり、各機関連携のうえ、引き続きトドと漁業の共存に向けた取組みを一層進めることとしている。

さらに、環境省及び北海道では、遺産地域内海域における海洋生態系の保全と、持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みの両立を目的として、知床世界自然遺産地域多利用型統合的の海域管理計画を定めている。

その中で、トドを知床の海洋生態系を特徴づける指標種の一つに位置づけ、来遊数などのモニタリングを実施し、その結果について知床世界自然遺産地域科学委員会に報告し科学的な視点から助言をいただきながら遺産地域内海域の海洋生態系の保護管理に取り組んでいる。